

編集発行人 税理士 細見 秀樹

〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400

お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

所得税

★ 上場株の譲渡損失を申告し忘れた場合

Q. 昨年、上場株を譲渡して損失が出ましたが、確定申告では事業所得にかかる分しかしませんでした。今からでも確定申告し直せば、赤字を繰り越すことが認められますか？

A. 更正の請求をして、損失の額を明らかにすれば認められます。

上場株式の譲渡損益は、他の所得と分離して計算をすることとされていますので、事業所得や給与所得などの他の所得と通算することは認められません。

しかし、その赤字については、①「譲渡損失の金額の計算に関する明細書等」を添付した確定申告書を提出し、かつ、②その後において連続して確定申告書を提出し、さらに繰越控除を受けようとする年分の確定申告書に「繰越控除を受ける金額の計算に関する明細書等」の書類の添付をする場合に限り、翌年以後3年、繰り越すことが認められます。

つまり、この規定の適用を受けるには、譲渡損失が生じた年分の所得税について、譲渡損失額を明らかにした明細書等を添付した確定申告書を提出しなければならないのですが、申告しなかった場合でも、決定が行われるまでは、この明細書等を添付した申告を行えば適用が受けられることとされていますし、また、この明細書等の添付をし忘れた場合でも「更正の請求」の手続きをすれば、適用が受けられることになっています。

消費税

★ 輸入手続きを委託した場合の仕入税額控除

Q. 当社は、製品輸入を他社に委託して始めることとしました。委託した会社が輸入貨物の引取り者(輸入者)として輸入申告を行い、保税地域からの引取りに係る消費税(輸入消費税)を一旦納付しますが、当社がその輸入消費税を負担することとなっています。

この場合、当社が負担するこの輸入消費税は、仕入税額控除の対象となりますか？

A. 仕入税額控除の対象とすることはできません。

消費税の仕入税額控除の対象となるのは、国内において行う課税仕入れと、保税地域からの課税貨物の引取りです。

そして、この保税地域から引き取った課税貨物に課された又は課されるべき消費税額について仕入税額控除を受けるべき事業者は、その課税貨物を引き取った者、すなわち輸入申告を行った者となっています。

お尋ねの場合は、輸入申告を委託会社がしていますので、輸入消費税に係る仕入税額

控除は委託会社が行うこととなりますので、会社では、その支払った輸入消費税相当額を仕入税額控除の対象とすることは認められません。

なお、会社が輸入者となる輸入申告をして、その手続を委託会社に代行させるという場合は、会社が輸入消費税を仕入税額控除の対象とすることとなります。

そ の 他

★ 軽減税率対策補助金の補充

Q. 軽減税率対策補助金が拡大されたとか。どのようになったのですか？

A. 軽減税率対策補助金の拡大等の概要は、次のとおりです。

1. 軽減税率対応レジの導入等支援

- ①対象者：軽減税率の対象商品の販売を行っている中小の小売事業者等
- ②補助率：原則 3 / 4、3 万円未満のレジ購入の場合 4 / 5
- ③補助上限：レジ 1 台あたり 20 万円、券売機 1 台あたり 20 万円※、商品マスタの設定等が必要な場合にはプラス 20 万円で上限 40 万円、1 事業者あたり上限 200 万円
- ④完了期限：2019 年 9 月 30 日まで

2. 請求書管理システムの改修等支援※

- ①対象者：軽減税率制度の導入に伴い請求書管理システム（区分記載請求書等保存方式に対応した請求書の発行を行うシステム）の改修等を行う必要がある中小の卸売事業者、製造事業者等
- ②補助率：原則 3 / 4
- ③補助上限：150 万円
- ④完了期限：2019 年 9 月 30 日まで

※印は 2019 年 2 月 6 日から補助対象化

この他に、受発注システムの改修等支援補助金があります。詳しくは、中小企業庁のホームページで確認ください。

<http://kzt-hojo.jp/>

http://kzt-hojo.jp/applicant/sys_repair_order/b1/

http://kzt-hojo.jp/applicant/sys_repair_order/b2/

★ 民法(相続関係)の改正に伴う改正

Q. 平成31年の税制改正では、民法(相続関係)の改正に伴う改正が行われるとか。どのようになるのですか？

A. 平成31年の税制改正では、民法(相続関係)の改正に伴い、配偶者居住権等の評価額が次のようになります。

①配偶者居住権

建物の時価－建物の時価×(残存耐用年数－存続年数)/残存耐用年数×残存年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

②配偶者居住権が設定された建物(居住建物)の所有権

建物の時価－配偶者居住権の価額

③配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利

土地等の時価－土地等の時価×残存年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

④ 居住建物の敷地の所有権等

土地等の時価－敷地の利用に関する権利の時価

(注1) 建物の時価及び土地等の時価は、それぞれ配偶者居住権が設定されていない場合の建物の時価又は土地等の時価とする。

(注2) 残存耐用年数とは、居住建物の所得税法に基づいて定められている耐用年数(住宅用)に1.5を乗じて計算した年数から居住建物の築後経過年数を控除した年数をいう。

★ 中小企業関係の改正

Q. 平成31年の税制改正では、中小企業関連の改正にどのようなものがありますか？

A. 平成31年の税制改正における中小企業関連の改正には、次のようなものがあります。

- ① 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例が2年延長される。
- ② 中小企業投資促進税制の適用期限が2年延長される。
- ③ 中小企業経営強化税制の特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を図った上で適用期限が2年延長される。
- ④ 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度が、一定の要件を加えた上で、適用期限が2年延長される。
- ⑤ 地域未来投資促進税制について、高い付加価値創出に係る要件を満たす場合に特別償却率を50%(現行40%)、税額控除率を5%(現行4%)に引き上げる等の見直しがされる。
- ⑥ 中小企業の事業活動に災害が与える影響を踏まえて事前防災を促進する観点から、事業継続力強化計画に基づく防災・減災設備への投資に係る特別償却制度が創設される。
- ⑦ 青色申告書を提出する中小企業者のうち事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けたものが、特定事業継続力強化設備等を取得して、事業の用に供した場合にその取得価額の20%の特別償却ができる制度が創設される。

★ ふるさと納税の改正

Q. ふるさと納税が改正になるようですが、どのようになるのですか？

A. ふるさと納税(都道府県等に対する寄附金に係る寄附金税額控除)は、平成31年度の税制改正で、次のように見直されることとなっています。

- ① 総務大臣が、次の基準に適合する都道府県等をふるさと納税の対象として指定することとする。
 - イ. 寄附金の募集を適正に実施する都道府県等
 - ロ. イの都道府県等で返礼品を送付する場合は、以下のいずれも満たす都道府県等
 - (イ) 返礼品の返礼割合を3割以下とすること
 - (ロ) 返礼品を地場産品とすること
- ② ①の基準は総務大臣が定めることとする。
- ③ 指定は、都道府県等の申出により行うこととする。
- ④ 総務大臣は、指定をした都道府県等が基準に適合しなくなったと認める場合等には、指定を取り消すことができることとする。
- ⑤ 総務大臣は、指定をし、又は指定を取り消したときは直ちにその旨を告示しなければならないこととする。

この改正は、平成31年6月1日以後に支出した寄附金について適用する。